

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年三月二日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一七―〇―一五二

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表公正取引委員会の部事務総局の項中「下請取引調査室長 上席下請取引検査官」を「取引適正化調査室長 上席取引適正化検査官」に改める。

別表中小企業庁の部内部部局の項中「統括下請代金検査官」を「統括適正取引検査官」に改める。

別表備考第一項中「令和七年十一月三十日」を「令和八年二月二十八日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。